

- 一、相統税法の一部を改正する法律
- 一、日本開發銀行法の一部を改正する法律
- 一、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法
- 一、法務省設置法の一部を改正する法律
- 一、外務省設置法の一部を改正する法律
- 一、厚生省設置法の一部を改正する法律
- 一、農林省設置法の一部を改正する法律
- 一、運輸省設置法の一部を改正する法律
- 一、日本電信電話公社法の一部を改正する法律
- 一、日本労働協会法

裏面白紙

内閣

裏面白紙

法務省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十三年五月十五日

内閣総理大臣

法律第百五十四号

(奏上のおり。)

法務大臣

内閣総理大臣

内閣

国会は法務省設置法の一部を改正する
法律の公布を奏上いたします。

昭和三十三年 四月二十五日

参議院議長 松野鶴平



参議院

参議院事務総長 河野義克



法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経理部」の下に「及び司法法制調査部」を加える。

第五条第一項第十七号中「他の部局」を「司法制度に関する法令案及び他の部局」に改め、同項に次の二号を加える。

二十 法制審議会に関する事項

二十一 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

第五条に次の一項を加える。

司法法制調査部においては、第一項第十七号から第二十一号までの事務を掌る。

第八条第二号中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

二
第十一条の四第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

法務大臣は、必要があると認めるときは、法務研修所の支所を置くことができる。

第十三条の十六を第十三条の十七とし、第十三条の十一から第十三条の十五までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の十第二項中「別表十」を「別表十一」に、「別表十一の通りとする」を「^{別表十二}法務省令で定める」に改め、同条を第十三条の十一とし、第十三条の九第二項中「別表九」を「別表十」に改め、同条を第十三条の十とし、第十三条の八第二項中「別表七」を「別表八」に改め、同条第五項中「別表八」を「別表九」に改め、同条を第十三条の九とし、第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五第一項中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改め、同条第二項中「別表六」を「別表七」に改め、同条を第十三条の六とし、第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)第一条の規定による婦人補導院を置く。

婦人補導院の名称及び位置は、別表六の通りとする。

法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第十七条中「第十三条の十六」を「第十三条の十七」に改める。

別表四東京拘置所の項中「東京都葛飾区」を「東京都豊島区」に改める。

別表十一を削り、別表十を別表^{十一}とし、別表六から別表^十九までを一表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の一表を加える。

(別表) 六

名	称	位	置
東京婦人補導院		東京都府中市	
大阪婦人補導院		堺市	
福岡婦人補導院		福岡市	

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和三十三年四月一日から施行する。

(地方自治法の十部改正)

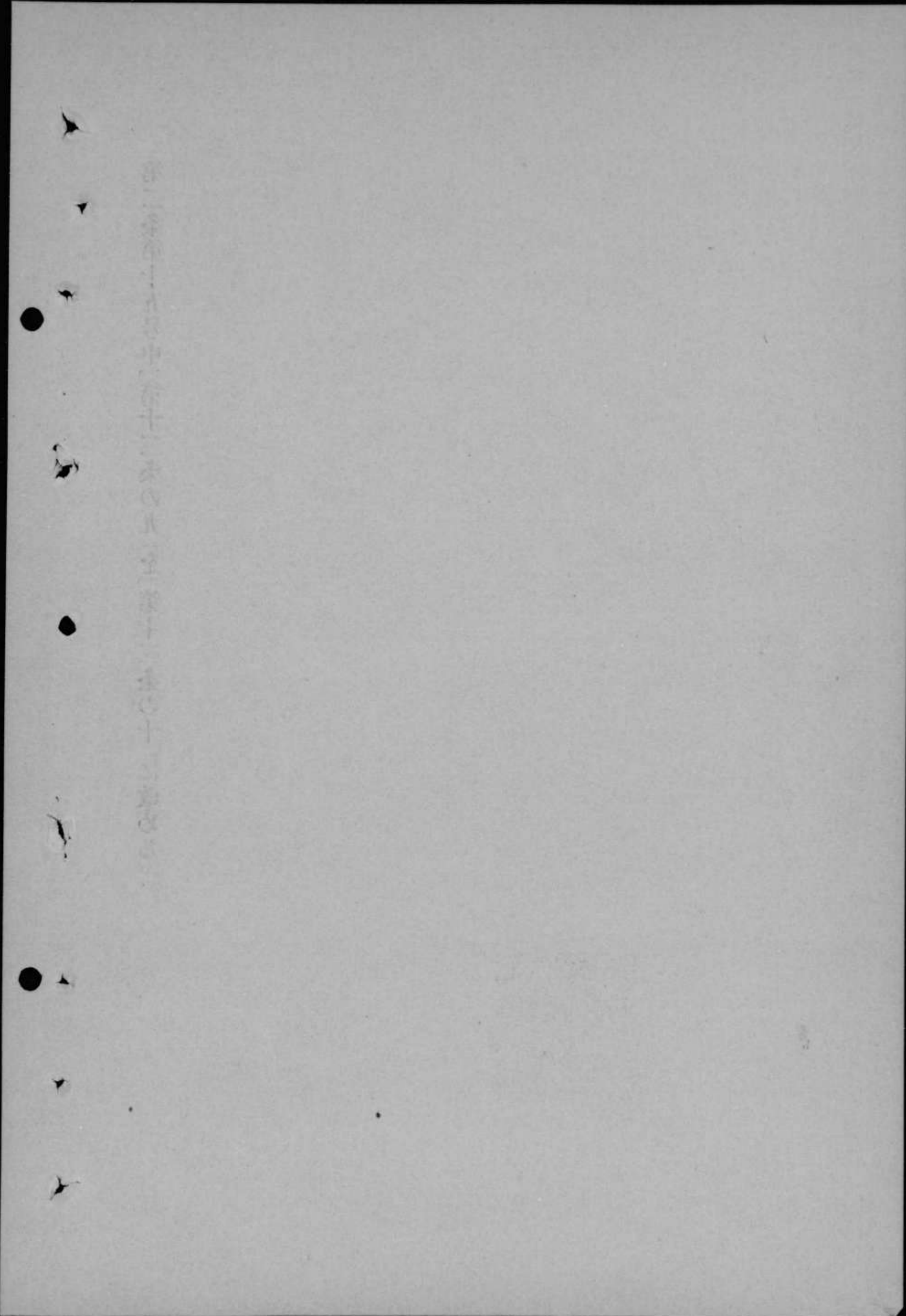
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「懲戒機関」の下に「、入国管理事務所の出張所」を加える。

(出入国管理令の一部改正)

32 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第十五号中「第十三条の九」を「第十三条の十」に改める。



昭和三十三年二月十七日

昭和三十三年 二月十七日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣参事官

内閣総理大臣 **西**

法制局長官



石井 國務大臣

松永 國務大臣

中村 國務大臣

河野 國務大臣

唐澤 國務大臣

堀木 國務大臣

田中 國務大臣

郡 國務大臣

藤山 國務大臣

赤城 國務大臣

石田 國務大臣

正力 國務大臣

一萬田 國務大臣

前尾 國務大臣

根本 國務大臣

津島 國務大臣

別紙 紙法務大臣請議法務省設置法の
の一部を改正する法律案

法制局

を審査したが、右は請議のよりに閣議決定の上、
国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案附せんのとおり。

法務省設置法の一部を改正する法律
案

右

国会に提出する。

昭和三十一年 二月二十一日衆へ

内閣総理大臣

法制局

この法律の公布の際の署名大臣は、次のとおりとすること。

法務大臣
内閣総理大臣

法制局

法制局法第七号
昭和三十三年二月十七日

法務省秘庶第三八号

昭和三十三年二月十七日

法務大臣 唐澤俊樹



内閣総理大臣 岸信介 殿

法務省設置法の一部を改正する法律案について
右法律案を提出して閣議を求めらる。

法甲九

裏面白紙

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経理部」の下に「及び司法法制調査部」を加える。

第五条第一項第十七号中「他の部局」を「司法制度に関する法令案及び他の部局」に改め、同項に次の二号を加える。

二十 法制審議会に関する事項

二十一 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

第五条に次の一項を加える。

司法法制調査部においては、第一項第十七号から第二十一号までの事務を掌る。

第八条第二号中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

第十一条の四第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

法務大臣は、必要があると認めるときは、法務研修所の支所を置くことができる。

第十三条の十六を第十三条の十七とし、第十三条の十一から第十三条の十五までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の十第二項中「別表十」を「別表十一」に、「別表十一の通りとする」を「法務省令で定める」に改め、同条を第十三条の十一とし、第十三条の九第二項中「別表九」を「別表十」に改め、同条を第十三条の十とし、第十三条の八第二項中「別表七」を「別表八」に、同条第五項中「別表八」を「別表九」に改め、同条を第十三条の九とし、第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五第一項中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改め、同条第二項中「別表六」を「別表七」に改め、同条を第十

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経理部」の下に「及び司法法制調査部」を加える。

第五条第一項第十七号中「他の部局」を「司法制度に関する法令案及び他の部局」に改め、同項に次の二号を加える。

二十 法制審議会に関する事項

二十一 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

第五条に次の一項を加える。

司法法制調査部においては、第一項第十七号から第二十一号までの事務を掌る。

第八条第二号中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

第十一条の四第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

法務大臣は、必要があると認めるときは、法務研修所の支所を置くことができる。

第十三条の十六を第十三条の十七とし、第十三条の十一から第十三条の十五までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の十第二項中「別表十」を「別表十一」に、「別表十一の通りとする」を「法務省令で定める」に改め、同条を第十三条の十一とし、第十三条の九第二項中「別表九」を「別表十」に改め、同条を第十三条の十とし、第十三条の八第二項中「別表七」を「別表八」に改め、同条第五項中「別表八」を「別表九」に改め、同条を第十三条の九とし、第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五第一項中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改め、同条第二項中「別表六」を「別表七」に改め、同条を第十

三条の六とし、第十三条の四の次に次の一条を加える。
第十三条の五 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和三十三年法律第 号）第一条の規定による婦人補導院を置く。

婦人補導院の名称及び位置は、別表六の通りとする。
法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第十七条中「第十三条の十六」を「第十三条の十七」に改める。
別表四東京拘置所の項中「東京都葛飾区」を「東京都豊島区」に改める。

別表十一を削り、別表十を別表十一とし、別表六から別表九までを一表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の一表を加える。
（別表）六

名	称	位	置
---	---	---	---

東京婦人補導院	東京都府中市		
大阪婦人補導院	堺市		
福岡婦人補導院	福岡市		

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第七項中「懲戒機関」の下に「入国管理事務所の出張所」を加える。

（出入国管理令の一部改正）

3 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

の六とし、第十三条の四の次に次の一条を加える。
 三条の五 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和三十三年法律第 号）第一条の規定による婦人補導院を置く。
 法律第 号）第一条の規定による婦人補導院を置く。
 婦人補導院の名称及び位置は、別表六の通りとする。
 法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。
 婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、務省令で定める。
 十七条中「第十三条の十六」を「第十三条の十七」に改める。
 表四東京拘置所の項中「東京都葛飾区」を「東京都豊島区」にする。
 表十一を削り、別表十を別表十一とし、別表六から別表九まで表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の一表を加える。
 表）六

称	位	置
婦人補導院		東京都府中市
婦人補導院		堺市
婦人補導院		福岡市

附 則

施行期日）

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

地方自治法の一部改正）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のよう改正する。

第一百五十六条第七項中「懲戒機関」の下に「入国管理事務所出張所」を加える。

出入国管理令の一部改正）

出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

法務省
入国管理課

る。 第二条第十五号中「第十三条の九」を「第十三条の十」に改め

理由

法務大臣官房に司法法制調査部を置くとともに、法務省の附属機関として婦人補導院法による婦人補導院を新設する等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

(参照)

法務省設置法 (昭和二十二年法律第九十三号)

第三条 法務省に、大臣官房及び左の七局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

訟務局

人権擁護局

入国管理局

大臣官房に経理部を置く。

第五条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統譜副本の保管に関する事項

二 機密に関する事項

三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項

四 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項

五 所管行政の考査に関する事項

六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

八 法務に関する法令の周知徹底に関する事項

九 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

十 渉外事務に関する事項

十一 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに

教養及び訓練に関する事項

十二 司法試験に関する事項

十三 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する

事項

- 十四 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
 - 十五 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
 - 十六 管轄に関する事項
 - 十七 他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
 - 十八 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
 - 十九 法務に関する統計に関する事項
- 經理部においては前項第十三号乃至第十六号の事務を掌る。
- 第八条 矯正局においては、左の事務を掌る。
- 一 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
 - 二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
 - 三 矯正職員の教養訓練に関する事項

- 四 犯罪人の指紋に関する事項
 - 五 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
 - 六 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）により監置に処せられた者に関する事項
 - 七 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項
- 第十一条の四 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行う機会として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。
- 法務研修所は、これを東京都に置く。
- 法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。
- 第十三条の五 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所の適切なる運営管理を図るため、

法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

矯正管区の名称、位置及び管轄区域は、別表六の通りとする。
矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三条の六 極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者を収容するため、法務大臣の管理に属する巢鴨刑務所を置く。

巢鴨刑務所は、これを東京都に置く。
巢鴨刑務所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三条の七 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百四十二号）第三条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第十三条の八 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十二条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表七の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十八条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表八の通りとする。
法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三条の九 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の

規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

入国者収容所の名称及び位置は、別表九の通りとする。

入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三条の十 法務大臣の管理の下に、第十一条の二第一号及び第二号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表十の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十一の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三条の十一 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第十三条の十二 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の定めるところによる。

第十三条の十三 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）の定めるところによる。

第十三条の十四 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の定めるところによる。

第十三条の十五 法務省及びその所管各庁におかれる職員については、他の法律に特例の定のある場合を除く外、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の定めるところによる。

第十三条の十六 法務省及びその所管各庁に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

第十七条 当分の間、特に必要があるときは、第十三条の十六に定める職員（検察庁の職員を除く。）のうち、百三十三人は、検事をもつてこれに充てることができる。

(別表)四

東京拘置所	東京葛飾区
以下略	

(別表)六

東京矯正管区	東京都	東京都 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 茨城県
以下略		

(別表)七

関東地方更生保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
以下略		

(別表)八

東京保護観察所	東京都	東京地方裁判所の管轄区域
以下略		

(別表)九

大村入国者収容所	大村市
川崎入国者収容所	川崎市

(別表)十

名	称	位置	管轄区域
札幌	入国管理事務所	札幌市	北海道
		以下略	

(別表)十一

名	称	位置
札幌	入国管理事務所釧路港出張所	釧路市
札幌	入国管理事務所稚内港出張所	稚内市
札幌	入国管理事務所根室港出張所	北海道根室郡根室町
札幌	入国管理事務所小樽港出張所	小樽市
札幌	入国管理事務所室蘭港出張所	室蘭市
札幌	入国管理事務所函館港出張所	函館市
仙台	入国管理事務所青森港出張所	青森市
仙台	入国管理事務所釜石港出張所	釜石市
仙台	入国管理事務所酒田港出張所	酒田市
東京	入国管理事務所東京港出張所	東京都
東京	入国管理事務所羽田空港出張所	東京都
東京	入国管理事務所立川出張所	立川市
東京	入国管理事務所新潟港出張所	新潟市
横浜	入国管理事務所横浜港出張所	横浜市
横浜	入国管理事務所横須賀港出張所	横須賀市
横浜	入国管理事務所川崎港出張所	川崎市
横浜	入国管理事務所清水港出張所	清水市
名古屋	入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市
名古屋	入国管理事務所四日市港出張所	四日市市

名古屋	入国管理事務所伏木富山港出張所	高岡市
名古屋	入国管理事務所敦賀港出張所	敦賀市
大阪	入国管理事務所大阪港出張所	大阪市
大阪	入国管理事務所和歌山下津港出張所	和歌山市
神戸	入国管理事務所神戸港出張所	神戸市
神戸	入国管理事務所広畑港出張所	姫路市
高松	入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市
広島	入国管理事務所広島港出張所	広島市
広島	入国管理事務所尾道港出張所	尾道市
広島	入国管理事務所具港出張所	具野市
広島	入国管理事務所宇野港出張所	玉野市
広島	入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市
広島	入国管理事務所松江出張所	松江市
下関	入国管理事務所下関港出張所	下関市
下関	入国管理事務所宇部港出張所	宇部市
下関	入国管理事務所徳山港出張所	徳山市
下関	入国管理事務所門司港出張所	門司市
下関	入国管理事務所八幡港出張所	八幡市
下関	入国管理事務所若松港出張所	若松市
福岡	入国管理事務所博多港出張所	福岡市
福岡	入国管理事務所板付空港出張所	福岡市
福岡	入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡	入国管理事務所津久見港出張所	津久見市
福岡	入国管理事務所唐津港出張所	唐津市
福岡	入国管理事務所長崎港出張所	長崎市
福岡	入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市
福岡	入国管理事務所厳原港出張所	長崎県下県郡厳原町
鹿兒島	入国管理事務所鹿兒島港出張所	鹿兒島市
鹿兒島	入国管理事務所名瀬港出張所	名瀬市

第一百五十六条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例又は規則でこれを定める。

第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

第一項の行政機関の中で法律の定めるところにより普通地方公共団体の長が設けなければならぬものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第五の通りである。

都道府県知事は、部内の行政事務に係る事項につき、食糧事務所その他の地方行政機関の長を指揮監督することができる。国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）

は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、警察機関、検疫機関、防衛庁の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署の出張所及び監視署、鉄道現業官署、地方郵政監察局、地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保険局、郵便局、航空保安事務所、航空標識所及びこれら出張所、地方電波監理局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、港湾建設機関、営林署並びに専ら国費を以て行う工事の施行機関については、これを適用しない。

出入国管理令 (昭和二十六年政令第三百十九号)

第二条 この政令において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十五 入国者収容所 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)第十三条の九に定める入国者収容所をいう。

行管認第十二號

昭和三十三年 二月 十日

行政管理廳長官

法務大臣殿

昭和三十三年 二月 七日附審査請求にかかると
法務省設置法の一部を改正する法律案は、
承認したから、この旨通知する。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経理部」の下に「及び司法法制調査部」を加える。

第五条第一項第十七号中「他の部局」を「司法制度に関する法令案及び他の部局」に改め、同項に次の二号を加える。

二十 法制審議会に関する事項

二十一 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

第五条に次の一項を加える。

司法法制調査部においては、第一項第十七号から第二十一号までの事務を掌る。

第八条第二号中「及び少年鑑別所」を、「少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

二
第十一条の四第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

法務大臣は、必要があると認めるときは、法務研修所の支所を置くことができる。

第十三条の十六を第十三条の十七とし、第十三条の十一から第十三条の十五までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の十第二項中「別表十」を「別表十一」に、「別表十一の通りとする」を「法務省令で定める」に改め、同条を第十三条の十一とし、第十三条の九第二項中「別表九」を「別表十」に改め、同条を第十三条の十とし、第十三条の八第二項中「別表七」を「別表八」に改め、同条第五項中「別表八」を「別表九」に改め、同条を第十三条の九とし、第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五第一項中「及び少年鑑別所」を「少年鑑別所及び婦人補導院」に改め、同条第二項中「別表六」を「別表七」に改め、同条を第十三条の六とし、第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法(昭和三十三年法律第 号)第一条の規定による婦人補導院を置く。

婦人補導院の名称及び位置は、別表六の通りとする。

法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第十七条中「第十三条の十六」を「第十三条の十七」に改める。

別表四東京拘置所の項中「東京都葛飾区」を「東京都豊島区」に改める。

別表十一を削り、別表十を別表十一とし、別表六から別表九までを一表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の一表を加える。

(別表) 六

名	称	位	置
東京婦人補導院		東京都府中市	
大阪婦人補導院		堺市	
福岡婦人補導院		福岡市	

四

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第七項中「懲戒機関」の下に「、入国管理事務所の出張所」を加える。

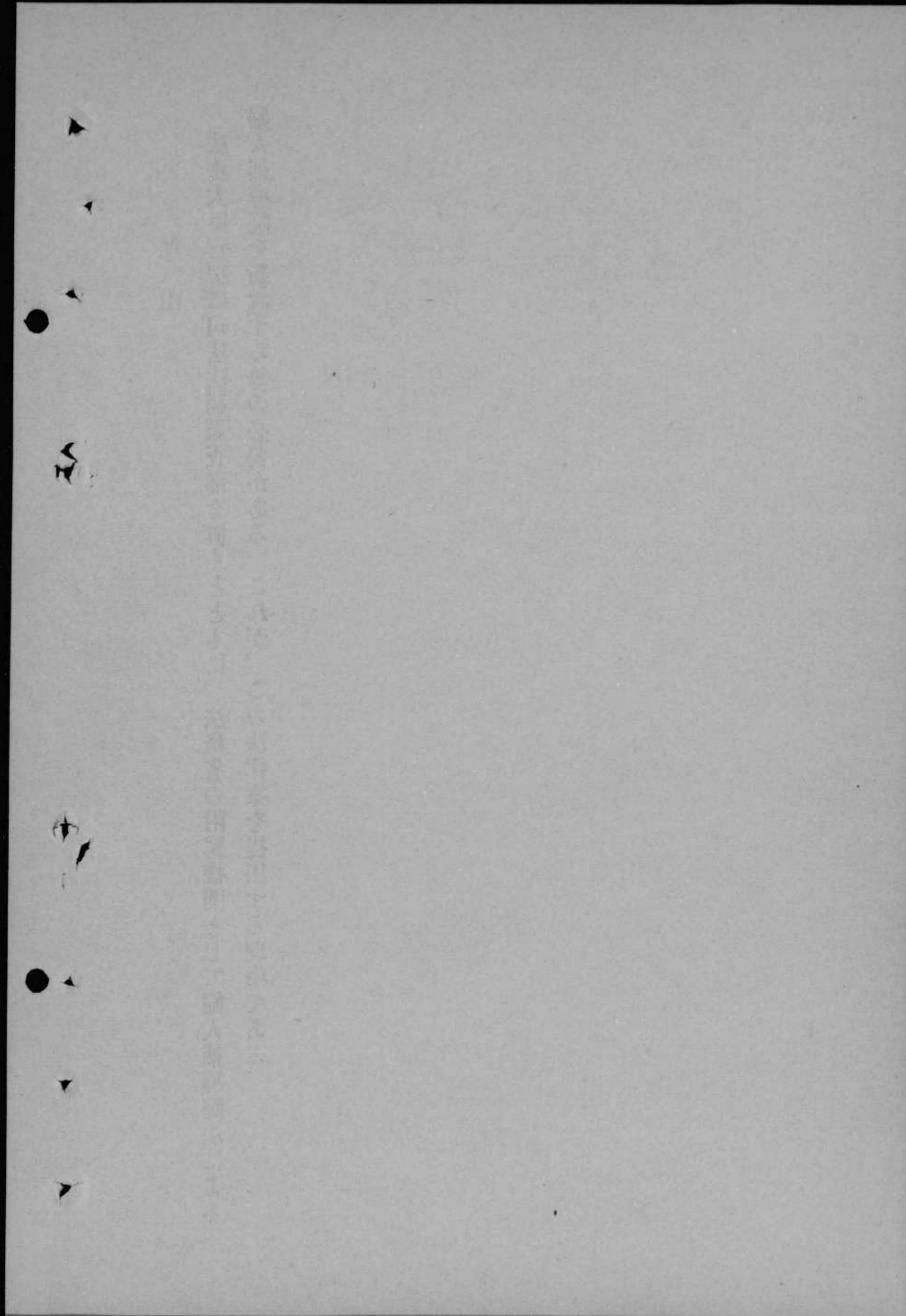
(出入国管理令の一部改正)

3 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第十三条の九」を「第十三条の十」に改める。

理由

法務大臣官房に司法法制調査部を置くとともに、法務省の附属機関として婦人補導院法による婦人補導院を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経理部」の下に「及び司法法制調査部」を加える。

第五条第一項第十七号中「他の部局」を「司法制度に関する法令案及び他の部局」に改め、同項に次の二号を加える。

二十 法制審議会に関する事項

二十一 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

第五条に次の一項を加える。

司法法制調査部においては、第一項第十七号から第二十一号までの事務を掌る。

第八条第二号中「及び少年鑑別所」を、「少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

二
第十一条の四第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

法務大臣は、必要があると認めるときは、法務研修所の支所を置くことができる。

第十三条の十六を第十三条の十七とし、第十三条の十一から第十三条の十五までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の十第二項中「別表十」を「別表十一」に、「別表十一の通りとする」を「法務省令で定める」に改め、同条を第十三条の十一とし、第十三条の九第二項中「別表九」を「別表十」に改め、同条を第十三条の十とし、第十三条の八第二項中「別表七」を「別表八」に改め、同条第五項中「別表八」を「別表九」に改め、同条を第十三条の九とし、第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五第一項中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改め、同条第二項中「別表六」を「別表七」に改め、同条を第十三条の六とし、第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法(昭和三十三年法律第 号)第一条の規定による婦人補導院を置く。

婦人補導院の名称及び位置は、別表六の通りとする。

法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第十七条中「第十三条の十六」を「第十三条の十七」に改める。

別表四東京拘置所の項中「東京都葛飾区」を「東京都豊島区」に改める。

別表十一を削り、別表十を別表十一とし、別表六から別表九までを一表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の一表を加える。

(別表) 六

名 称	位 置
東京婦人補導院	東京都府中市
大阪婦人補導院	堺市
福岡婦人補導院	福岡市

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第七項中「懲戒機関」の下に、「入国管理事務所の出張所」を加える。

(出入国管理令の一部改正)

3 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第十三条の九」を「第十三条の十」に改める。

法務省法律第二十号中 第十二条 第五号 第十二条 第六号 第十三号 第六号

理由

法務大臣官房に司法法制調査部を置くとともに、法務省の附属機関として婦人補導院法による婦人補導院を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

